

「北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」 あっせんのご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受けている
中小企業者の経営の安定を図るため、緊急融資を実施します。

1 受付期間・限度額

令和2年3月5日（木）～令和2年5月29日（金）

融資限度額

1,000万円

2 あっせんの対象者

下記の要件全てを備えている個人事業者または法人

- (1)個人は区内に住所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
※法人で事業所のみ区内に所在している場合は対象となりません。
- (2)個人は前年度の特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること。
- (3)東京信用保証協会の保証対象業種であること。（原則、東京信用保証協会の保証承諾が必要となります。）
- (4)適切な事業計画と確実な資金計画があること。
- (5)現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと。
- (6)新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前年同期と比較して減少していること。

3 融資条件

融資限度額	1,000万円
融資期間	5年以内（据置期間12か月以内を含む。）
資金使途	運転資金
融資利率	1.9%以内
利子補給	1年目 1.9%（本人負担0%） 2年目以降 1.5%（本人負担0.4%以内）
信用保証料	全額補助（実際の支払額）

裏面もお読みください

4

必要書類



- (1) 北区融資あっせん申込書（区所定の用紙）
- (2) 利子補給請求書（区所定の用紙）
- (3) 信用保証料請求書（区所定の用紙）
- (4) 【個人】最新の所得税確定申告書・決算書のコピー
（税務署受付印のある確定申告書・青色申告決算書又は収支内訳書）
電子申告をしている場合はメール詳細
- 【法人】最新の法人税確定申告書・決算書のコピー
（税務署受付印のある確定申告書・決算報告書・法人事業概況説明書）
電子申告をしている場合はメール詳細
- (5) 【個人】前年度の特別区民税・都民税の納税証明書
※非課税の方は非課税証明書
- 【法人】前期分の法人都民税の納税証明書
（都税事務所発行）
- (6) 売上高計算書及び理由書（区所定の用紙）
- (7) 売上高の減少が確認できる書類
（決算書、試算表、売上台帳、帳簿等）

5

受付時間

令和2年3月5日（木）～令和2年5月29日（金）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

資金繰り・経営に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受けている中小企業者を支援するため、資金繰りや経営に関する相談も受け付けています。

- (1) 相談日時
月曜日から金曜日（祝日は除く）
午前10時30分から午後4時まで
※原則としてお電話でのご予約が必要です。
- (2) 相談場所
北とびあ11階 産業振興課経営支援係

6

受付・お問い合わせ

北区産業振興課経営支援係

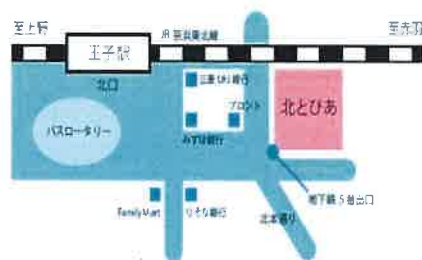
〒114-8503

北区王子1-11-1 北とびあ11階

電話：03-5390-1237

FAX：03-5390-1141

メール：shlen@city.kita.lg.jp



<北区産業支援情報メールマガジンのご案内>

北区や東京都、国、他の団体が行う区内事業者向けのセミナー・イベント情報、補助金や融資の制度などの情報をピックアップして配信しています。新型コロナウイルス感染症に関する情報も配信しています。是非ご登録ください。

